無尽に関するデータの報告

経緯

約 20 年前、石油講、メェ・チャモイ講、ブリッジャー社など、ねずみ講破綻の事例が起こり多くの被害者が出た。その結果、1984 年大衆を詐取する金融に関する法律が生れ、それ以降ねずみ講は物品販売方式に変わった。

「無尽」及び「ねずみ講」とは

無尽とは、3 人以上の集まりで、各人は共有基金に掛金を何回かに分けて拠出する義務があり、講中の会員が入札またはその他の方法により落札し、順番に基金の掛金を利用出来る。落札した講員から先に掛金を利用し、講員全員に行き渡るまで講中で落札を順に行う。無尽には 1991 年無尽法が存在する。

ねずみ講とは、事業計画に基づき共同出資会員を募り、脱法のために多くがムモフラージュ商品を売る方式をとっている。現在、Multi Level Marketing 即ちマルチ商法として知られ、フランチャイズ取引を隠れ蓑としている。

「無尽」と「ねずみ講」の違い

1．無尽には、1991 年無尽法に基づく法的裏づけがある。告訴されるのは、刑法違反があった場合である。しかし、ねずみ講には法的裏づけがない（違法）。
2．無尽の多くは基金として掛金を徴収する方式をとる。しかし、ねずみ講は物品販売方式をとり、連鎖販売取引（Network Marketing） を求める。

無尽法の禁止事項

1．講元は 3 講を超える無尽を扱ってはならない。
2．講員が 30 人／3 講を超えてはならない。
3．共用資金は各講の合計が 30 万バーツ／1 回に達してはならない。
4．講元は、金利を払わない共用資金の利用以外に、他の種類の報酬を得てはならない。
5．一般大衆向けに無尽の広告宣伝をしてはならない。違反は 5 万以下の罰金。
6．法人が、講元になったり、無尽を扱ったりしてはならない。違反は共用資金の 1～3 倍の罰金、但し 20 万バーツ以下でないこと。

保証

講元または世話人は、各講員に対し保証の義務がある。証拠の保証書は必要ない。つまり、講員の誰かが落札したが、共用の掛金を返済しなかった場合、世話人または講元は掛金を代納する義務がある。そして、世話人または講元は、その講員を告訴することが出来る。

解消

1．講中の講員各人が落札し終わった時点で解消する。
2．未だ講中に行き渡らないが、掛金の拠出を怠った講員に金利と共に完納させ、講員が同意した場合に解消出来る。

報告：ナー　16/6/10